

北陸先端科学技術大学院大学における成績評価に対する異議申立てに関する要項

〔令和3年12月2日〕
学 長 裁 定

改正 令和5年4月1日 令和7年9月25日

(趣旨)

第1 この要項は、北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生が、本学で履修した授業科目の成績評価（自身の成績に限る。）に対し、異議申立てを行う場合の手続き等について必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要項において「学生」とは、本学の博士前期課程学生、博士後期課程学生、科目等履修生及び特別聴講学生をいう。

(成績評価に関する問合せ)

第3 学生は、成績評価に対して疑義がある場合は、異議申立てを行う前に、成績評価が開示された日から起算して14日以内（休業日を除く。）に成績評価に関する問合せ（以下「問合せ」という。）（別紙様式1）を教務係に提出する。

2 教務係は、前項の問合せを速やかに当該授業科目の担当教員（以下「担当教員」という。）に送付する。

3 担当教員は、教務係から問合せが送付された場合は、回答を記載して当該授業科目の開講について責任を担う副研究科長、専攻長又はセンターの長（ただし、担当教員が当該副研究科長、専攻長又はセンターの長である場合は、研究科長が指名する者とする。以下「副研究科長等」という。）に提出する。回答の記載に当たっては、丁寧な説明を行い、説明責任を果たすよう努める。

4 副研究科長等は、前項の回答の内容を確認し、必要に応じて担当教員に修正を指示した上で、教務係に送付する。

5 教務係は、前項の問合せを速やかに当該学生に送付する。

(異議申立手続)

4 学生は、第3第5項の回答を受けてもなお異議がある場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、その回答を受けた日から起算して14日以内（休業日を除く。）に、成績評価異議申立書（以下「異議申立書」という。）（別紙様式2）を教務係に提出する。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する申立ては認めない。

一 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合

二 シラバス等で周知している成績評価方法から、明らかに逸脱した評価であると思われる場合

2 教務係は、前項の異議申立書を速やかに研究科長（ただし、担当教員が研究科長の場合は、研究科長が指名する者とする。以下同じ。）に送付する。

(調査等)

5 研究科長は、教務係から異議申立書が送付された場合は、に対し、事実関係の調査を指示する。

2 副研究科長等は、複数の教員（担当教員を除く。）を構成員とする調査委員会を設置し、当該学生及び教員から事情、意見等を聴取する等により調査を行い、その調査結果を研究科長に報告する。

6 研究科長は、第5第2項の調査結果を踏まえ、異議申立てに対する決定を行い、当該学生、担当教員及び副研究科長等に対して、その決定を通知する。

（成績評価の訂正等）

7 第3第4項の確認又は第6の決定により成績評価の訂正等が生じた場合は、担当教員は、速やかにその結果に従い、成績評価について変更する措置を講ずる。

（再異議申立て）

8 第6の決定に対する再異議申立ては認めない。

（その他）

9 この要項に定めるもののほか、成績評価に対する異議申立てに関し必要な事項は、別に定める。

StudentNumber Name
学生番号 氏名

Year Month Day
年 月 日

担当教員からの回答 Response from instructor(s)	
※ 副研究科長等確認欄	
副研究科長等氏名	確認年月日（ 年 月 日）

成績評価異議申立書

Objection on Grade Evaluation

研究科長 宛
To the School Dean

(Check the applicable box.)

☐ 博士前期課程 Master's program

☐ 博士後期課程 Doctoral program

☐ 科目等履修生 Course oriented student

☐ 特別聴講学生 Special auditor

Student Number
学生番号

Name
氏名

私は、以下の授業科目の成績評価について、異議申立てを行います。
I file an objection to grade evaluation on the following course.

科目番号 Course Number		科目名 Course Title	
開講時期 Term		担当教員 Instructor(s)	
現在の成績評価 Current grade assessment			
当該異議申立て前に行った担当教員への問合せ内容及び回答 Details of inquiries and responses before you submit this objection on grade evaluation			
別紙様式 1 のとおり In the attached Form 1			
異議申立内容・理由 Details / Reasons of objection on grade evaluation			

注 1 成績評価に対して疑義がある場合で、かつ、次の各号のいずれかに該当する異議申立てを受け付けます。ただし、成績評価の基準（採点基準）に関する異議申立ては受け付けません。

一 成績の誤記入等、明らかに担当教員の誤りであると思われる場合

二 シラバス等で周知している成績評価方法から、明らかに逸脱した評価であると思われる場合

注 2 「留年を免れたい」や、「就職が内定しているので、修了延期を免れたい」等の理由による異議申立ては受け付けません。

Note1 In cases where there is a concern regarding grade evaluation, objection will be accepted only if they fall under one of the following categories. However, objection concerning the grading standards or assessment criteria themselves will not be accepted.

1. Cases in which there appears to be an obvious error on the part of the instructor, such as a clerical mistake in the grade entry.

2. Cases in which the evaluation significantly deviates from the grading criteria outlined in the syllabus.

Note2 Objection for such reason as avoiding repeating a year or postponing graduation due to receiving informal job offers will not be accepted.